

長岡市中山間地域自立促進協議会規約

(設置)

第1条 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する協議会の名称は、長岡市中山間地域自立促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法に定める規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置の導入等を含む幅広い対応により長岡市の中山間地域の自立促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請の協議に関する事。
- (2) 長岡市が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項の協議に関する事。
- (3) 法第34条に規定する国と地方の協議会における協議に関する事。
- (4) 前3号に掲げる事のほか、協議会が必要と認める事業。

(構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 長岡市
 - (2) 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 2 長岡市は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 長岡市が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、長岡市が必要と認める者

(役員及び職務)

第6条 協議会に、会長1名を置く。

- 2 会長は、長岡市地域振興戦略部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第7条 協議会において協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長の任にあたる。

- 2 緊急に必要な場合又は軽微な事項については、会長は、構成員に対し、書面又は電磁的方法により賛否を求め、これをもって協議会の議決に代える

ことができる。

- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会の事務局を長岡市地域振興戦略部に置く。

(分科会)

第9条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定め、会議に報告して了解を得るものとする。

附 則

この規約は、平成23年8月18日から施行する。